

北海道警察釧路方面本部告示第 102 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について公開による聴聞を行うので、同法第104条の2第2項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和 8 年 6 月 10 日

北海道警察釧路方面本部長 高橋 俊章

1 聴聞の期日

令和 8 年 6 月 23 日（火）午前 9 時 0 分から

2 聴聞の場所

釧路市大楽毛北 1 丁目15番 8 号

北海道警察釧路方面本部交通課 釧路運転免許試験場 聴聞会場